

＜地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況＞

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和8年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)
2,243,573千円

《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

	項目		予算額	一般財源	
	款	内容		引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	6,459,057	363,648	958,994
		児童福祉事業	10,841,620	786,416	2,073,890
		生活保護事業	2,723,688	165,698	436,970
		老人福祉事業	229,180	57,210	150,870
	小計		20,253,545	1,372,972	3,620,724
社会保険	民生費	国民健康保険事業	982,580	128,872	339,853
		後期高齢者医療保険事業	2,163,360	500,980	1,321,157
	小計		3,145,940	629,852	1,661,010
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	29,817	4,492	11,847
		予防事業	796,404	218,964	577,440
		医療体制充実事業	75,604	17,293	45,605
	小計		901,825	240,749	634,892
合計			24,301,310	2,243,573	5,916,626

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。